

3

捕獲による被害軽減

捕獲による被害軽減の方法として、狩猟による捕獲、有害鳥獣捕獲（鳥獣被害防止特措法に基づくものを含む）、第2種特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整がある。被害が発生しているからといって、これらの方法からはずれて、野生鳥獣を許可なく捕獲することはできない。

1 狩猟及び有害鳥獣捕獲の手続き

1. 狩猟による捕獲

狩猟を行うことができるのは、以下の鳥類（28種）と獣類（20種）である。

表2.3 狩猟鳥獣の種類

鳥類（28種）			獣類（20種）	
・カワウ	・キンクロハジロ	・キジバト	・タヌキ	・ヒグマ
・ゴイサギ	・スズガモ	・ヒヨドリ ^{※4}	・キツネ	・ツキノワグマ ^{※6}
・マガモ	・クロガモ	・ニユウナイスズメ	・ノイヌ	・ハクビシン
・カルガモ	・エゾライチョウ	・スズメ	・ノネコ	・イノシシ
・コガモ	・ヤマドリ ^{※1※2}	・ムクドリ	・テン ^{※5}	・ニホンジカ
・ヨシガモ	・キジ ^{※2}	・ミヤマガラス	・イタチ（オス）	・台湾リス
・ヒドリガモ	・コジュケイ	・ハシボソガラス	・チョウセンイタチ（オス）	・シマリス ^{※7}
・オナガガモ	・バン	・ハシブトガラス	・ミンク	・ヌートリア
・ハシビロガモ	・ヤマシギ ^{※3}		・アナグマ	・ユキウサギ
・ホシハジロ	・タシギ		・アライグマ	・ノウサギ

※1：亜種のコシジロヤマドリを除く ※2：メスの捕獲は原則禁止 ※3：別種のアミヤマシギは含まれない

※4：島嶼部の個体群を除く ※5：亜種の子シマテンを除く ※6：都道府県によっては捕獲禁止 ※7：北海道では捕獲禁止

狩猟鳥獣であっても、地域・種によっては捕獲禁止又は捕獲制限が行われている。

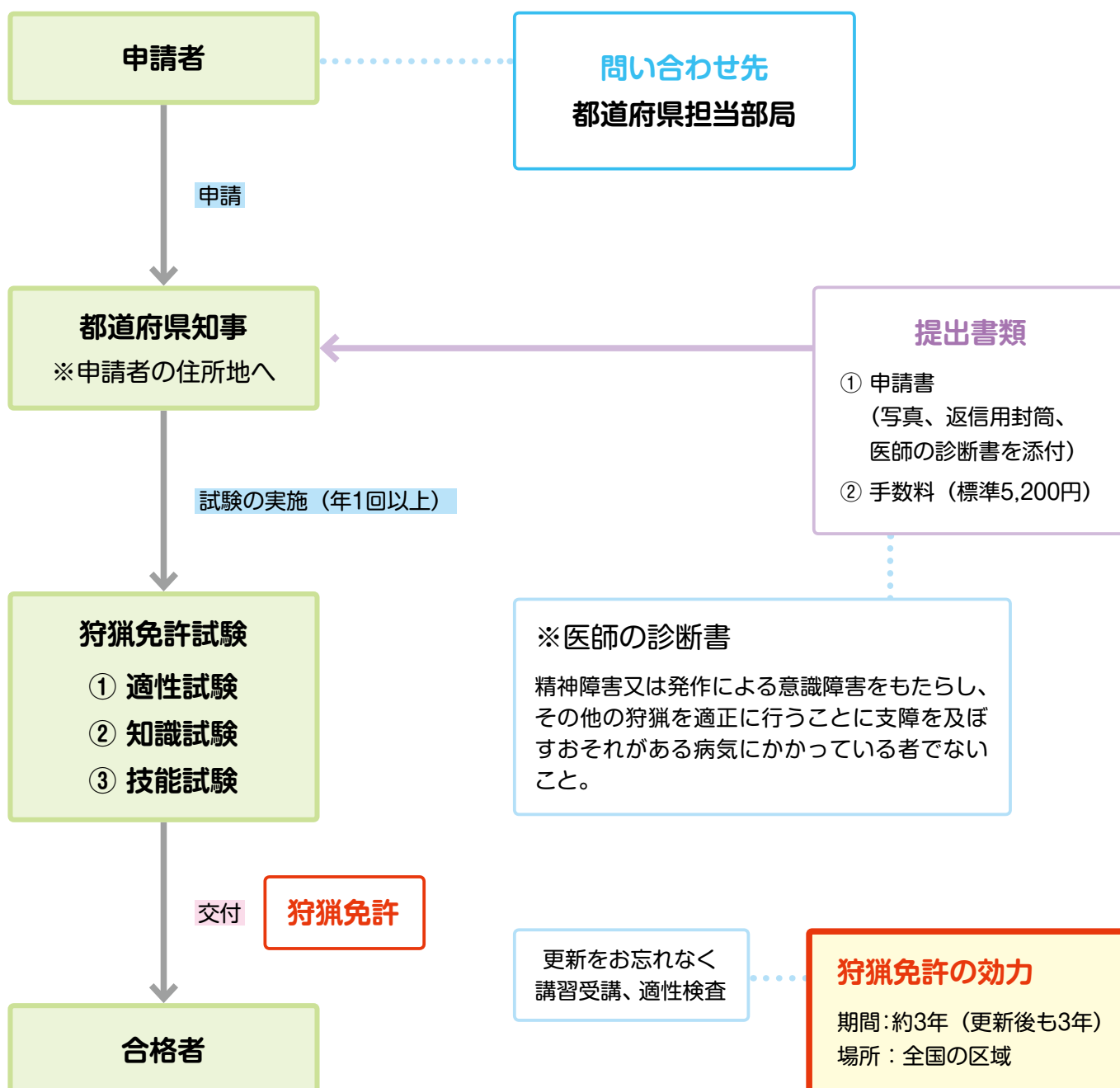
また、狩猟を行うためには、猟法に応じた狩猟免許を取得することが必要である。狩猟免許の種類には網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許がある。

狩猟免許試験は、居住している地域を管轄する都道府県知事が実施し、試験に合格して取得した免許は、全国で有効である。ただし、狩猟をしようとする場合は、その地域を管轄する都道府県に狩猟者登録をする必要がある。

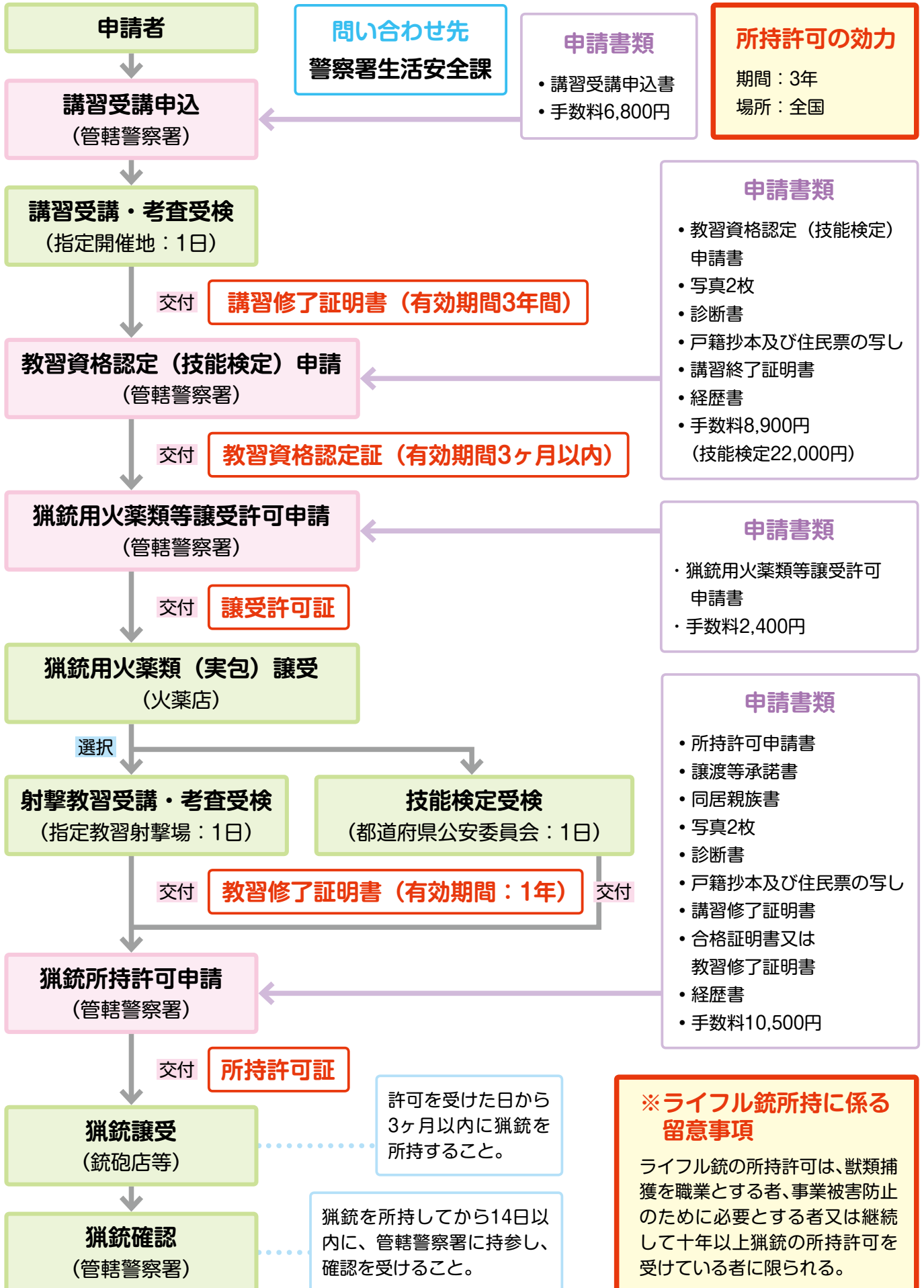
表2.4 鳥獣の狩猟には免許が必要

猟具	狩猟免許の種類
むそう網、はり網、つき網、なげ網	網猟免許
くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな	わな猟免許
装薬銃、空気銃	第一種銃猟免許
空気銃	第二種銃猟免許

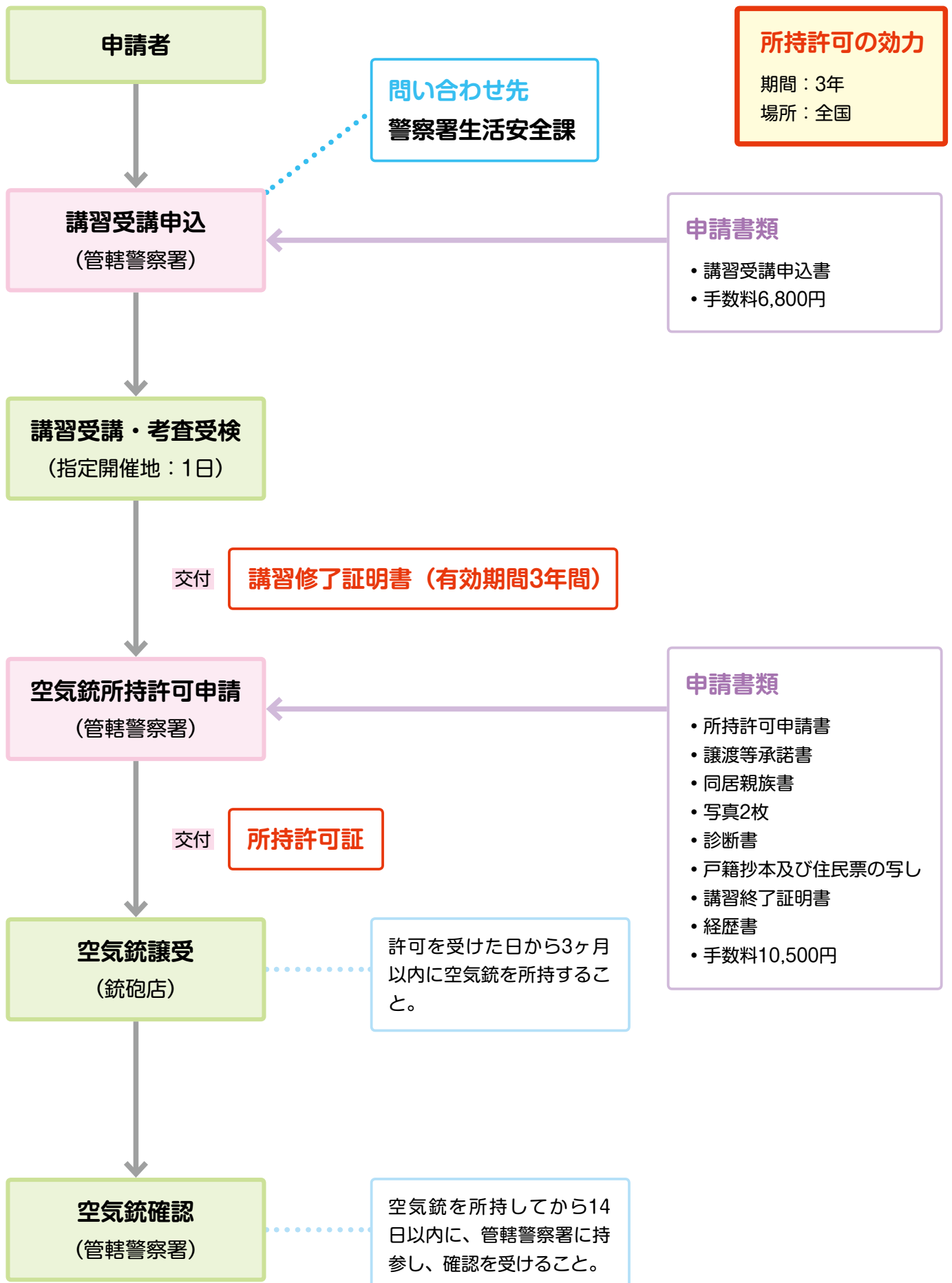
狩猟免許の申請手続き



猟銃所持許可の申請手続き（初めて所持する場合）



空気銃所持許可の申請手続き（初めて所持する場合）



2. 有害鳥獣捕獲

鳥獣による生活環境、農林水産業、生態系にかかわる被害が生じている、あるいはその恐れがあり、原則として各種の防除対策によっても被害が防止できないと認められた時、その防止、軽減を図るために捕獲が行われる。捕獲許可申請は、被害を受けている個人、法人（国・地方公共団体、農協、漁協、森林組合などに限定）が行うことができる。

有害鳥獣捕獲の申請をする場合は、市町村の鳥獣行政担当課へ相談するとよい。

有害鳥獣捕獲の準備

① 被害状況の把握

被害を与えた対象種の特定と、何が被害を受けたか、どれだけ被害が発生したかなどを把握する。また、どのような被害防止対策を実施していたかなどをチェックする。

② 捕獲に必要な許可の申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、市町村または都道府県に申請し、鳥獣捕獲許可を受ける。原則として、有害鳥獣捕獲には狩猟免許が必要である。

③ その他

地元猟友会等により有害鳥獣捕獲隊が編成されている場合があるため、それぞれの市町村または都道府県に確認することが必要である。

鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可手続き

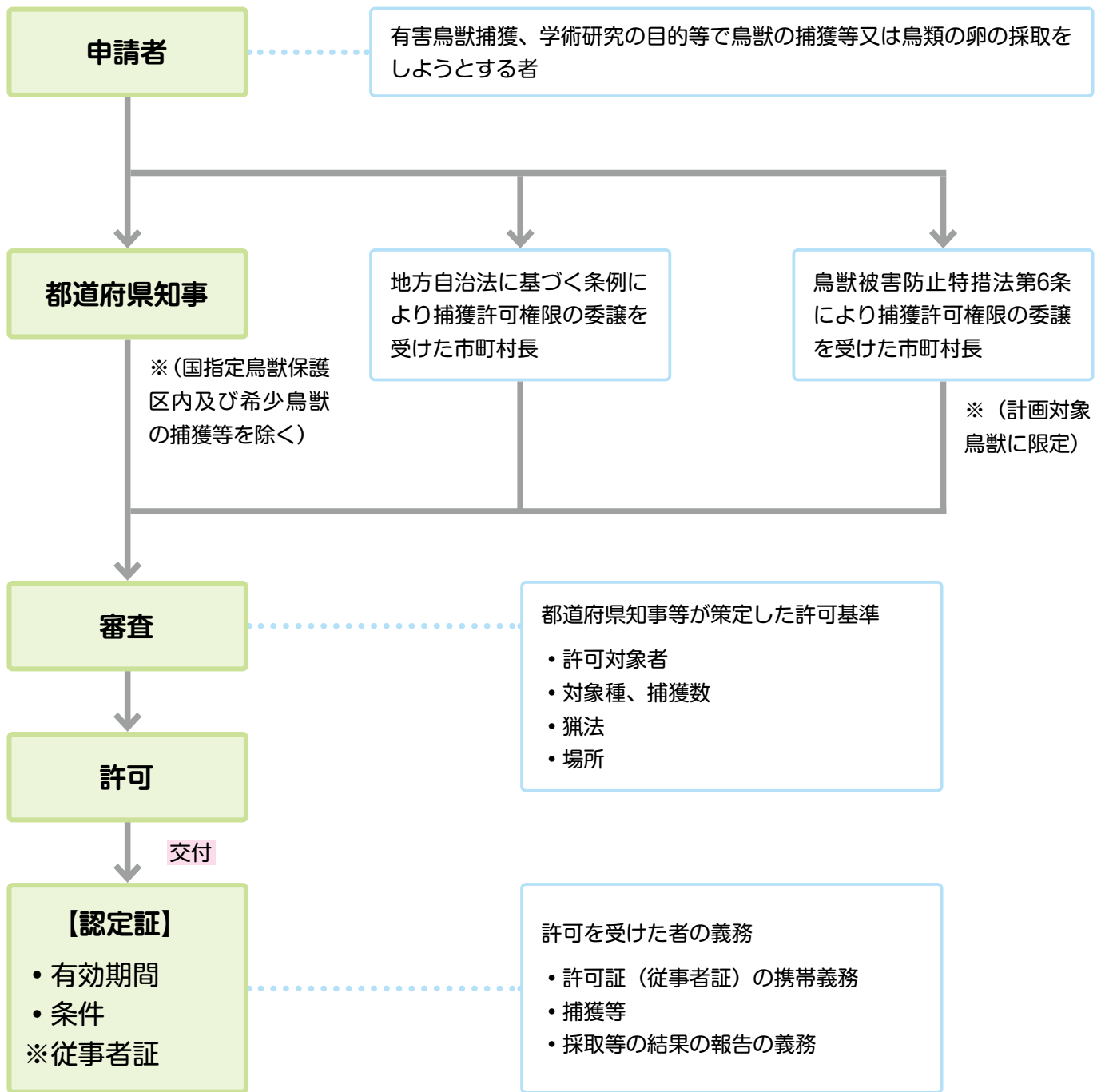


表2.5 有害鳥獣捕獲と狩猟捕獲の比較 (自ら捕獲等を行う場合)

	免許	登録	期間
有害鳥獣捕獲	○	× (※)	許可された期間であれば年中可能
狩猟による捕獲	○	狩猟を行う都道府県に要登録	北海道以外：毎年11月15日～翌年2月15日 北海道：毎年10月1日～翌年1月31日

※：狩猟登録を義務付けている都道府県もあるので、都道府県出先事務所及び市町村の鳥獣行政担当課等に確認されたい。

② 第2種特定鳥獣管理計画制度の活用

被害防止対策を実効あるものとするためには、「生息地管理」、「被害防除」と共に「個体数管理」を的確に行うことが重要である。

都道府県では、被害の軽減に向けた総合的な取組みを計画的に推進するために、「第2種特定鳥獣管理計画」の策定を行っている。対策を実施するためには、都道府県、市町村や各地域住民、関係団体が連携を図りながら推進することが重要である。

「第2種特定鳥獣管理計画」は、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図ることを目的として、シカやイノシシなど地域的に著しく増加している種の個体群、逆にクマなど地域的に著しく減少している種の個体群を対象に、都道府県が策定する計画である。

現状では、大型哺乳類については多数の計画が策定されているが、鳥類についてはカワウの4計画のみであり、農作物に被害を及ぼす鳥類に対する計画は策定されていない。

③ 捕獲体制の整備

1. 狩猟者及び狩猟免許取得者の減少

現在、有害鳥獣の捕獲や個体数調整に従事する狩猟者の減少が問題となっている。減少の要因として、猟友会員の高齢化や中山間地域における人口の減少、趣味の多様化や経費負担、手続きの煩雑さなどが挙げられている。

また、狩猟免許取得者は、昭和53（1978）年から一貫して減少傾向にあるが、わな猟免許においては、有害鳥獣捕獲を行う農業者の免許取得により、増加傾向にある。

2. 狩猟免許の区分の見直し

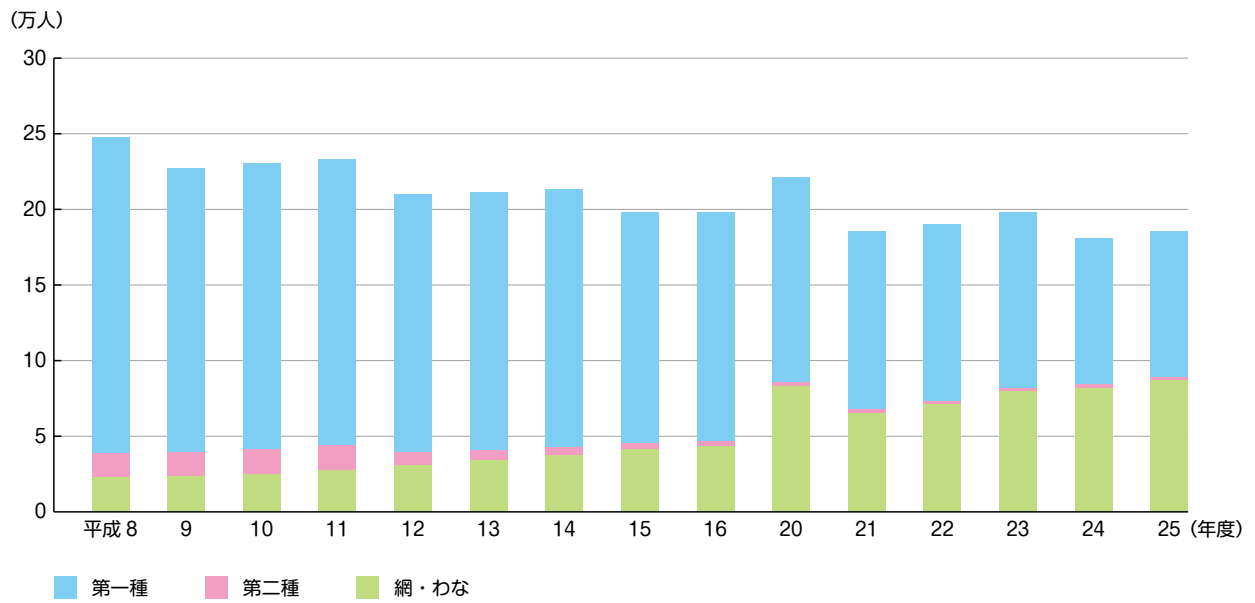
平成18年度の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の法改正により、網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許とに分割して、平成19年度より実施している。

今後も、わな猟免許取得者は増えるものと見込まれているが、全体的には、狩猟免許取得者数は減っている。そのため都道府県、市町村などでは、狩猟免許の取得を促進することが重要である。

3. 捕獲体制の整備

狩猟者人口の減少に伴い、猟友会への委託など従来の取り組みに加え、市町村や農林漁業団体の職員等を新たな捕獲の担い手として育成しつつ、捕獲体制を整備する必要がある。

図2.12 狩猟免許取得者数の推移



(環境省 「鳥獣関係統計」より)

4 捕獲方法

1. 銃器による捕獲

- 被害を受けている一部の田畑の周辺で捕獲を行うと、その周辺の狭い範囲に対して追い払い等の効果が期待される。
- 爆音機を利用している場所では、その効果を上げることができる。
- 案山子などに有害鳥獣捕獲隊が利用しているハンタージャケットなどを着せると、追い払いの効果が高まる。

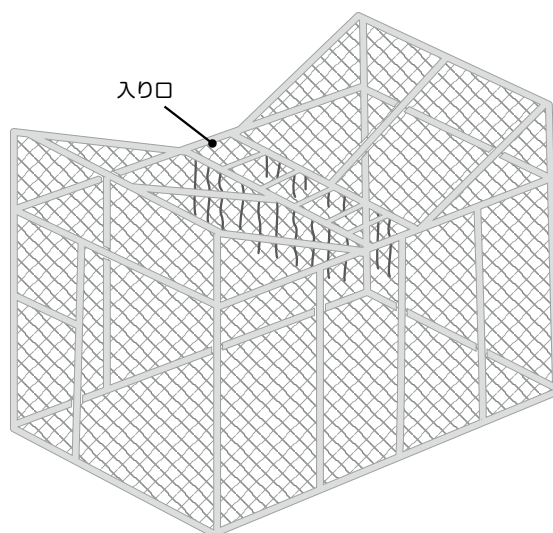
注意点・ポイント

- 銃器の使用できない場所や、日の出前や日没後といった銃器の使用できない時間帯に被害が集中する可能性があるため、捕獲作業と同時に、対象鳥類の行動を把握することが重要である。
- 捕獲を実施する場所や実施日などを周知徹底しなければならない。十分に告知を行って、事故のないように心がけなければならない。
- 有害鳥獣捕獲を行なう場合は、有害鳥獣捕獲申請を行なって捕獲許可を得る必要がある。
- 狩猟として捕獲を実施する際には、狩猟に関わる手続きが必要となるため、各都道府県に確認する必要がある。

2. 捕獲檻による有害鳥獣捕獲

捕獲檻を活用した有害鳥獣捕獲は、カラス類を対象にして取り組まれている。東京都では主に生活被害対策の一環として、平成13年度より檻を利用した捕獲を開始しており、平成27年度末までにおよそ20万羽の捕獲実績がある。東京都が利用している捕獲檻は図2.13のような構造で、大きさは3m×4m（底面）×3m（高さ）である。

図2.13 カラス用の捕獲檻



○ 捕獲檻を用いたカラスの有害鳥獣捕獲のポイント

以下に、鳥取県での事例を参考に、捕獲檻の設置や製作等に関するポイントを紹介する（鳥取県資料：第1回カラス被害対策セミナー「カラスの学校」より）。

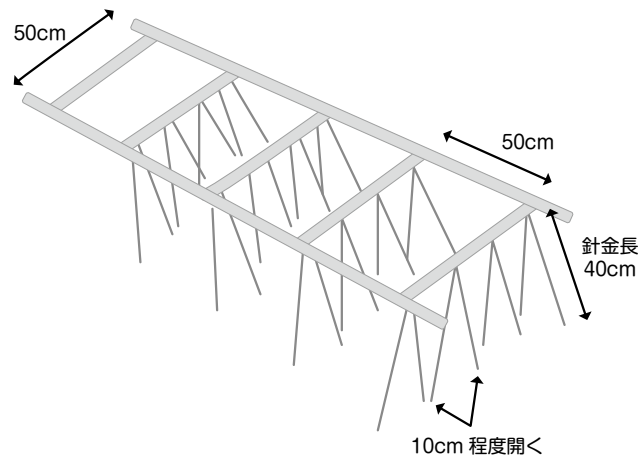
設置場所のポイント

- 日ごろからカラスが多く集まる場所がよい。
- 上空を飛翔するカラスからよく見える場所であること。
- 通常、人が近づかない場所であること。
- 近くに止まり木となる樹木や建物などがあること。
- 捕獲檻へ水の供給ができる場所であること。
- 被害発生場所に設置すると、捕獲檻のおとりカラスや誘引餌に他のカラスがひきつけられ、さらに被害が増加することがあるため、被害発生場所とねぐらとの間など、カラスの移動経路に設置する。

製作時のポイント

- 檻のサイズは大きい方が捕獲効率が高い。
- カラス用檻の場合、入り口にぶら下げる針金は、40cm程度が良い。
- 入り口の針金の代わりに硬度があって曲がりにくい自転車のスポークを流用しても良い。
- 捕獲檻の入り口部分近くには、捕獲したカラスが逃げる際に止まり木となるようなものを置かない。

図2.14 入り口部分の構造



捕獲効率を上げるためのポイント

- おとりのカラスを最初3羽程度入れる。
- 見回りは毎日行なって、エサと水を供給する。
- 入り口にぶら下がる針金が曲がっていると、そこから逃げられることがあるので、放置せずこまめに直す。
- 捕獲檻の内部は常に掃除しておく。檻の中にカラスの死体や散乱した羽があると、飛来したカラスが警戒してしまう。

捕獲上の注意点

- 檻に入ったカラスを捕まえるときには、鋭い爪やくちばしで怪我をしないように、皮手袋等を着用すること。
- トビなどカラス以外の種が錯誤捕獲された場合、これらの種は有害鳥獣捕獲許可対象ではないため、速やかに逃がす必要がある。

駆除の考え方について

狩猟や有害鳥獣駆除も有効な防除手段である。ただし、捕殺によって個体数を減らすことは困難か、もし可能であってもコストに見合わないと考えられる。むしろ、狩猟や駆除の意義は鳥と人との緊張関係を維持することであり、その結果防鳥機器の効果も高めることができる。有害鳥の駆除は、個体数を減らすことを目的にするのではなく、銃器による「本物の」威嚇を目的として実施するほうがよい。

カラスの駆除では、捕獲小屋を使う例が増えているが、捕獲小屋を使った捕獲では威嚇効果がない。しかも鳥は獣に比べると移動能力や繁殖力が高いため、多少捕獲しても他の場所からの移入や繁殖により、その地域の餌の量に応じた個体数にすぐ回復してしまう。守りたい圃場付近で少数でも銃器によって駆除することで、カラスにその場所や人間が本当に危険であることを学習させることができる。カラスの駆除は、被害のない時期や被害圃場から遠い場所で実施しても意味がなく、守りたい圃場付近で、被害の起こる直前から要防除期間にかけて、銃器によって実施するのがよい。銃器を持つ駆除隊とモデルガンを持つパトロール隊で共通の橙色ジャンパーを着用するなど、駆除と見回りを組み合わせた「攻撃的な追い払い」を行って成功している事例がある。捕獲小屋を使う場合は、被害発生時期に、加害個体を捕獲することを目的とする。

農研機構・中央農業研究センター・鳥獣害グループ「鳥類の生態と被害対策—カラスとヒヨドリを中心に—」より転載
http://www.naro.affrc.go.jp/org/narc/chougai/wildlife/160517_kensyu_handout.pdf

銃器による威嚇の効果

筑波大学の藤岡正博准教授は、捕獲方法の違いによるカラスの人に対する警戒の程度を調査した。調査では、カラスの有害鳥獣捕獲がそれぞれ異なる方法（銃器とはこわな）で行われている2地域で、カラスに対して調査者が接近できる距離を比較した。その結果、はこわなによる捕獲を行っている地域よりも、銃による捕獲を行っている地域の方が接近できる距離が明らかに遠いとする結果が得られた。このことから、銃器による駆除を実施した方がカラスへの威嚇効果が高くなることが分かる。

出典：日本鳥学会2004年度大会講演要旨集 銃で撃つべきか、ワナでとるべきか—岩手県のカラス—藤岡正博

調査者が近づいた時にカラスが反応する距離

